

八王子市告示第187号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、令和4年八王子市告示第315号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月24日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市旭町5番1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

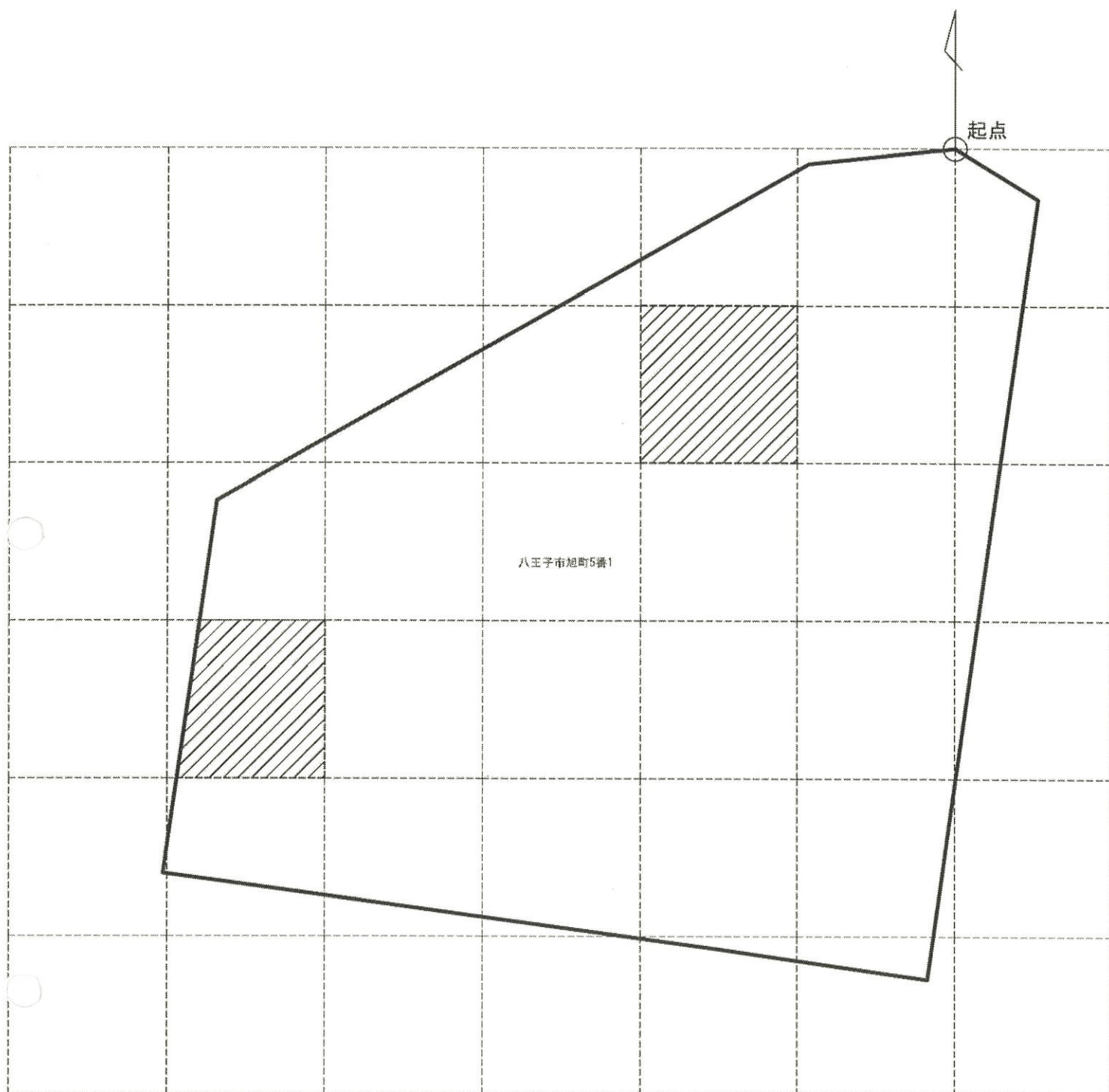
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界、筆境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度 0度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。